

労働条件明細書

[令和 8 年 8 月 1 日現在]

(1) 身 分	嘱託職員
(2) 雇 用 期 間	随時（原則として、年度末までの契約） ※1 契約更新の有無；継続更新を基本とする ※2 契約の更新は次により判断する 配属施設の職員配置基準・勤務成績・態度・能力
(3) 職 名	指導補助員 ※乳幼児の発達サポート等に関すること
(4) 配 属 施 設	静岡市清水うみのこセンター
(5) 勤 務 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩時間 60 分） ※業務上必要とする場合は時間外労働勤務を命ずる
(6) 休 日	毎週土曜、日曜、国民の祝日 ※ただし開所日にあたる土曜日、及び業務上必要とする場合は除く 1 ヶ月単位の変形労働時間制によるシフト表に基づく勤務
(7) 年 次 有 給 休 暇	付与日数；年間 20 日（1 時間単位から使用可） ※年度途中契約の場合は、雇用契約締結日より判断する
(8) そ の 他 の 休 暇	年末年始休暇（12/29～1/3）、夏季休暇 3 日（7 月～9 月）
(9) 給 与	賃金月額；職員給料表 1 級 20 号 [170,100 円] 時間外勤務手当；単価 1,323 円 通勤手当；距離区分、又は公共交通機関に応じて支給 ※必要に応じて給料表等の改正を実施する
(10) 特別手当（賞与）	年間 2.71 月支給（6 月 1.28 月・12 月 1.43 月） ※前年度実績 この他、12 月賞与時は一時金（10 万円）の支給あり。令和 8 年度まで
(11) 退 職 手 当	なし
(12) 昇 給	当該年度において 9 ヶ月以上勤務した場合は翌年度 1 号給上位
(13) 給 与 及 び 賞 与 か ら の 控 除	所得税、厚生年金、健康保険、雇用保険料、市県民税 親睦会費（2,000 円）
(14) 退職に関する事項	定年；60 歳（年齢到達後の当該年度末まで） 雇用継続制度；65 歳まで（雇用形態は協議のうえ決定） ※自己都合退職の場合、退職する 1 箇月以上前に届け出ること
(15) 備 考	・労働契約法第 18 条の規定により有期労働契約（平成 25 年 4 月 1 日以降に開始するもの）の契約期間が通算 5 年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。 ・ここに記載のない事項については嘱託職員就業規程のとおり。